

## かのやばら園マスコットキャラクター「ばららちゃん」着ぐるみ貸出要領

### (目的)

第1条 この要領は、かのやばら園マスコットキャラクター「ばららちゃん」(以下「ばららちゃん」という。)が鹿屋市及びかのやばら園をPRするキャラクターとして活動するにあたり、ばらを活かしたまちづくり計画推進委員会(以下「委員会」という。)が所有する「ばららちゃん」の着ぐるみ(以下「着ぐるみ」という。)を貸し出す場合の取り扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

### (対象行事)

第2条 貸出しの対象行事は、次のとおりとする。

- (1) 県内市町村が開催する行事
- (2) 自治会、NPO、社会福祉法人等の公共的団体(法人格がないものを含む。)が開催する行事のうち、収益を上げることの主たる目的として開催するものでない行事
- (3) 民間企業等が開催する行事のうち、社会貢献活動等公益的な目的で開催する行事
- (4) 上記以外で、鹿屋市及びかのやばら園の魅力の発信に資する行事や県及び市町村との連携協力の下に開催する行事等、管理者が公益的観点から適当と判断できる行事

### (使用の承諾)

第3条 着ぐるみの借受けを希望する者(以下「借受希望者」という。)は、あらかじめ、「ばららちゃん」着ぐるみ借受申請書(別記第1号様式)を委員会に提出し、その承諾を得なければならない。

2 委員会は、前1項の申請があった場合、その内容が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、着ぐるみの使用を承諾する。

- (1) 借受けを希望する行事が、前条各号のいずれにも該当しないとき。
- (2) 鹿屋市及びかのやばら園の品位を傷つけるおそれ、又は正しい理解の妨げになるおそれのあるとき。
- (3) 着ぐるみの正しい使用方法に従って使用されないおそれのあるとき。
- (4) 法令に違反し、又は公序良俗に反するおそれのあるとき。
- (5) 特定の政治家等の個人、政党若しくは宗教団体を支援するものであるとき、又はこれらを支援若しくは公認しているような誤解を与えるおそれのあるとき。
- (6) 「ばららちゃん」のイメージを損なうおそれのあるとき。
- (7) その他、委員会が着ぐるみの使用について不相当であると認めるとき。

3 委員会は、前2項の規定により使用を承諾する場合、「ばららちゃん」着ぐるみ使用承諾書(別記第2号様式)により、使用を承諾しない場合、「ばららちゃん」着ぐるみ使用不承諾通知書(別記第3号様式)により、借受希望者に通知するものとする。

4 委員会は、承諾に際し、条件を付することができる。

### (貸出方法)

第4条 着ぐるみを借り受ける者(以下「借受者」という。)は、原則として、委員会が指定する場所から着ぐるみを直接受け取り、使用後は責任を持って委員会が指定する場所に速やかに返却するものとする。

2 やむを得ず前項の作業を作業者等に依頼する場合、その経費は借受者の負担とする。

(貸出期間)

第5条 貸出期間は、原則として1週間以内とする。

(貸出料)

第6条 貸出料は、無料とする。

(遵守事項)

第7条 借受者は、次に掲げる事項を遵守し、着ぐるみを使用しなければならない。

- (1) 承諾された行事のみに使用し、委員会の指示する条件に従うこと。
- (2) 貸出期間を遵守すること。
- (3) 第三者に譲渡又は転貸しないこと。
- (4) 着ぐるみを個人的に使用しないこと。
- (5) 着ぐるみの使用について、別紙の注意事項を遵守して取り扱うこと。

(承諾の取消)

第8条 借受者が、前条に定める事項を遵守しなかったときは、その承諾を取り消すとともに、以後の使用は承諾しない。この場合、借受者に損害が生じても、委員会はその責めを負わない。

(原状回復)

第9条 借受期間中に、着ぐるみを汚損した場合、借受者の責任と負担により、修補又はクリーニング等を行い、原状に復さなければならない。

2 前項の規定に関わらず、委員会が、着ぐるみの補修又はクリーニング等を求めたときは、借受者はこれに従わなければならない。

(管理者の責任)

第10条 着ぐるみの使用により、借受者が被った害又は借受者が第三者に与えた損害に対しては、委員会は一切その責めを負わない。

(情報の公開)

第11条 委員会は、着ぐるみの使用承諾の状況等について、広く利用促進を図る観点から、着ぐるみの使用承諾の状況等について情報を公開することができる。

(実績報告の提出)

第12条 借受者は、着ぐるみを使用した行事について、行事終了後すみやかに「ばららちゃん」着ぐるみ使用実績報告書(別記第4号様式)を作成し、行事の画像等を添付して提出しなければならない。

(補則)

第13条 この要領に定めるもののほか、着ぐるみの取り扱いに係る必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成26年7月10日から施行する。